

# 令和7年度 山武市立成東中学校 いじめ防止基本方針

## 1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

※この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童または生徒をいう。

### (2) 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。いじめは、人間として絶対に許されない行為である。しかしながら、どの生徒たちにもどの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって一過性ではなく、継続して未然防止や早期発見、早期対応に取り組むことが重要である。

本校では、生徒が夢の実現に向け、学習や諸活動に取り組んでいる。学校は、その生徒が安心・安全に学べる場所でなければならない。その為にも学校は、生徒がいじめを行わず、いじめがあっても、それを放置しないような環境づくりをしていく必要がある。いじめが生徒の心身に及ぼす影響、その他のいじめ問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの未然防止及び防止対策を策定する。

### (3) いじめの禁止

生徒は、いじめを行ってはならない。

### (4) 学校及び教職員の責務

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、保護者や関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、迅速かつ適切にこれに対処し、さらに再発防止に努める。

## 2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

- (1) いじめを生まない土壤をつくるために、すべての生徒をいじめに向かわせることなく心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育む。
- (2) いじめを隣で見ている者はいじめを肯定することであることを理解させいじめを抑止する仲裁者として行動できるように意識を転換させる。
- (3) 生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度を養う。そのため、全ての教育活動を通じて道徳教育・特別活動の充実を図る。

- (4) いじめ背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。
- (5) 自己有用感や充実感を感じられる教育実践を図る。
- (6) いじめの早期解決のために、当該生徒の安全を保障するとともに、学校内だけでなく専門機関や団体・保護者と協力して、事後指導にあたる。
- (7) いじめ防止のために、関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の支援その他必要な体制の整備を行う。

### 3 いじめの基本認識

- (1) いじめは、どの生徒にも、どの学校にも、起こり得るものである。
- (2) いじめは、人権侵害であり、人間として決して許される行為ではない。
- (3) いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- (4) いじめには、暴行・恐喝・強要の刑法に抵触する行為や、名誉毀損等の民法に抵触する行為が含まれることを認識しなければならない。
- (5) いじめは、教職員の生徒観や指導の在り方が、問われる問題である。
- (6) いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりをもつ場合が多い。
- (7) いじめは、学校、家庭、地域社会等全ての関係者がそれぞれ役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

### 4 学校及び教職員の職責

- (1) いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習活動その他の活動に取り組むことができるよう、保護者や関係する機関と連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止と早期発見に努めるとともに、いじめが疑われる場合は、迅速かつ適切にこれに対処し、さらに再発防止に取り組む。
- (2) いじめと思われる事実を把握した教職員は管理職及び生徒指導主事に報告する。
- (3) 教職員は、自らの言動が生徒に大きな影響を与えることを十分に認識して生徒に指導を行うものとする。
- (4) 校長は生徒指導主事・担任・顧問等による注意・指導で解決ができる事象かどうかを判断し、解決が難しいと判断した場合は、即時に校内委員会（「いじめ対策委員会」という。）を招集し、指導方針の決定及び指導体制の構築を行う。

### 5 いじめ対策の組織

- (1) 名称  
いじめ対策委員会
- (2) 構成員  
校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・学年主任・養護教諭・スクールカウンセラー

ンセラー・当該生徒が在籍する担任教諭

※必要に応じて外部の関係機関の専門家を加えることもある。

## 6 いじめの未然防止

- (1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
  - ①きめ細かな日常観察を教職員が連携のもと実践する。
  - ②具体的な活動の場面において、生徒と職員の協働、職員の率先垂範を基本とし、環境整備を心がけるとともに生徒との信頼関係を構築していく。
  - ③生徒指導の機能を生かしたわかる授業を推進する。
  - ④いじめの未然防止に対する学校の取組の強化を行う。
  - ⑤教職員の不適切な言動が、いじめを助長することについての理解を徹底する。
- (2) 生徒の豊かな心を養うため、道徳教育・特別活動の充実を図る。
  - ①道徳教育の充実を図る。
  - ②組織的・計画的に学級の集団づくりを行う。
  - ③人権意識の高揚を目指した活動を行う。
- (3) いじめの早期発見のための措置を講じる。
  - ①毎年4月をいじめ防止啓発強化月間とし、ポスター掲示等啓発活動を行う。
  - ②「いじめ防止基本方針」を全家庭に配付する。
  - ③校外相談窓口を周知する。

※山武市いじめ問題メール、STOP it(山武市)24時間いじめ相談ダイヤル(全国共通)、千葉いのちの電話、千葉県子どもと親のサポートセンター、子どもの人権110番(千葉地方法務局)、ヤングテレホン(千葉県警察少年センター)、教育相談センター(山武郡市広域行政組合)

- ④生徒会活動を通じて、「いじめゼロ宣言」により、相談・通報は、適切な行為であることを指導する。
- ⑤各学期に教育相談月間(5月、10月、2月)を設け、担任だけでなく全教職員が教育相談の対象となり、生徒理解に努める。
- ⑥保護者との情報共有を行い、適切に連携を図る。
- ⑦悩み・セクハラ相談箱を職員室前廊下に設置する。
- ⑧スクールカウンセラー、心の教室相談員との連絡について、校内教育相談担当者が窓口となり、管理職も係わる。
- ⑨小中の連携を図る。

## 7 いじめを認知した場合の対応

- (1) 報告・いじめ対策委員会の開催
  - ①いじめと思われる事実を把握した職員は直ちに管理職と生徒指導主事に報告する。
  - ②いじめ対策委員会を開催し、対応について協議・整理する。
- (2) 被害生徒への対応
  - ①人権に配慮しつつ生徒から個別の聞き取りを実施し、事実関係を的確に確認

する。その際、親身な指導、悩みを受け止め、支える指導を実践するとともに、記録をとる。

- ②いじめられた生徒を守るために、全職員で事実について情報を共有し、全教職員で解決に向けた支援を行う。
- ③養護教諭やスクールカウンセラー等と連携し、メンタル面のケアを行い、自信や存在感を持たせるようする。
- ④緊急避難として欠席した場合には、学習を保障するためのプログラムを作成する。（訪問指導や補習等）
- ⑤保護者に対して、事実関係について情報を適切に伝える。
- ⑥生徒が心身の苦痛を感じていないことを生徒及びその保護者に面談等で確認する。

#### （3）加害生徒への対応

- ①事実確認を行い、いじめは許さないという毅然とした対応で、粘り強く継続的な指導を行う。
- ②被害生徒の気持ちがどんなものであるかを認識させながら、加害生徒の背景にも目を向け指導をする。
- ③「いじめは人間として絶対許されない行為である」ことをきちんと理解させる。
- ④心理的な孤立感、疎外感を与えないようにする等、一定の教育的な配慮のもと、いじめに至った要因や背景を確認し、立ち直りの支援を行う。
- ⑤被害者に対して謝罪を行わせる。（被害者の意向を尊重する。）
- ⑥保護者に対して、事実関係について情報を適切に伝える。
- ⑦場合によっては、加害生徒への懲戒、特別指導を行う。また、別室での学習指導や出席停止等については、再度保護者に説明する。

（いじめ防止対策推進法 第25条、第26条）

#### （4）傍観者への対応

- ①当事者だけの問題にとどめず、学級および学年、学校全体の問題としてとらえ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ②「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級および学年、学校全体に示す。
- ③はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ④いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させる。
- ⑤いじめに関する報道や体験事例等の資料を用いて、いじめについて話し合い自分たちの問題として意識させる。

#### （5）犯罪行為（触法行為を含む）として取り扱われるべきいじめへの対応

- ①いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案を認知した場合や、生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、早期に山武警察署に相談・通報を行い、適切に援助を求めることがある。

②児童ポルノ関連のいじめ事案に関しては、一刻を争う事態も生じることから、直ちに山武警察署に相談・通報を行い、連携して対応する。

### いじめの態様と該当し得る犯罪

- ア 冷やかしやからかい、悪口や文句、いやなことを言われる。  
→脅迫、名誉毀損、侮辱
- イ 仲間はずれ、集団による無視  
→刑罰法規には抵触しないが、他のいじめと同様に毅然と対応する。
- ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。  
→暴行
- エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。  
→暴行、傷害
- オ 金品をたかられる。  
→恐喝
- カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。  
→窃盗、器物破損
- キ いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。  
→強要、強制わいせつ
- ク スマホ等でSNS等に、誹謗中傷を書き込まれる。  
→名誉毀損、侮辱
- ケ 同級生の裸の写真・動画を友達1人に送信して提供する。  
→児童ポルノ提供等
- コ 本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。  
→脅迫

## 8 重大事態への対処

### (1) 重大事態の定義

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②いじめにより当該学校の在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(いじめ防止対策推進法 第28条)

### (2) 重大事態の解釈

#### ①について

- ア 生徒が、自殺を企図した場合。

- イ 生徒に、精神性の疾患が発生した場合。
- ウ 生徒が、身体に重大な障害を負った場合。
- エ 生徒が、金銭等を奪い取られた場合。

#### ②について

年間30日を目安とする。一定期間連続して欠席しているような場合等は、迅速に調査に着手する。

※生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときも迅速に対応する。

- (3) 重大事態が発生した場合、校長は、その旨を山武市教育委員会を通して山武市長に報告する。
- (4) 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する。
- (5) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施し、山武市教育委員会へ報告する。
- (6) 調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- (7) 調査結果を踏まえ、必要な措置を講じる。いじめが暴力行為や恐喝等、犯罪と認められる事案に関しては、校長は、迅速に山武警察署と協議し、加害生徒へ毅然とした対処を行う。

## 9 インターネットを通じて行われるいじめに対する対応

### (1) 未然防止のてだて

- ①DVD資料を活用するなどし、情報モラル教育を推進する。
- ②入学前の保護者説明会や、PTA総会、家庭教育学級等の場で、啓発団体の資料の配付や講演を実施し、保護者へネットトラブルの情報を知らせる。
- ③職員研修を実施し、インターネット上のいじめが、匿名性が高く、拡散しやすい等の性質を有していることを教職員が十分認識する。
- ④保護者に対して、スマホ等のSNSやインターネット等を使用する場合の各家庭でのルールづくりやフィルタリング等の必要性を啓発する。

### (2) 早期発見のてだて

- ①日頃から、生徒と教職員の関わりを深め、生徒の変化に気づく環境を整える。
- ②教育相談やいじめアンケートを実施して、早期発見に努める。
- ③家庭と連携し、スマホ等のSNSを見たときの表情の変化等、トラブルに巻き込まれた生徒が見せる傾向を伝え、気付いたら即座に学校に相談するよう依頼する。

### (3) いじめの事実を把握した際の対応

- ①関係する生徒が多数に渡る可能性が高いため、学年職員や生徒指導主事等と連携して、関係する生徒全員から事実確認を行う。
- ②保護者や本人の了承を得て、生徒に自分のスマホ等を操作させ、教職員が実際の書き込み等を確認し記録する。

③いじめ対策委員会で指導方針を決定し、該当する学年職員が中心となり指導を行う。

④保護者に事実報告を行い、再発防止に向けた家庭での指導を依頼する。

⑤犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合や重大事態に至る可能性がある場合には、警察と連携して対応にあたる。

## 10 いじめ防止基本方針の公表・点検・評価

- (1) ホームページ等で「いじめ防止対策基本方針」を示す。
- (2) 每学期行う「いじめアンケート調査」の結果は、3年間保管し、公表を求められた際に提示できるようにする。
- (3) 学校評議員会やPTA役員会等で、個人情報に留意しながら、学校でのいじめの実態について、報告・説明を行う。
- (4) いじめ対策委員会は、年度末に基本方針の見直しをする。

## 11 いじめのサイン（家庭での例）

### いじめられていませんか

- ・家で学校の話をしなくなった。
- ・登校を渋るようになった。
- ・文房具がなくなるようになった。文房具にいたずら書きがある。
- ・制服や体操服の汚れがひどくなった。
- ・精神的に不安定で、気分の浮き沈みが激しくなった。
- ・スマホ等のSNS等のチェックをしなくなった。
- ・弟妹に当たり散らすことが増えた。
- ・お金の要求が増える。（親の財布からお金を持ち出すことが増えた。）
- ・身体に傷跡をつくって帰ってくるようになった。（それを隠そうとする。）

### いじめに加担していませんか

- ・言葉づかいが荒くなる。人のことをバカにする。
- ・買った覚えのないものをもっている。
- ・与えた金額以上に小遣いをもっていることがある。

## 1.2 いじめ防止対策に関する年間計画

学期	月	月の目標	教育相談 生徒理解	備考
1	4	新しい集団生活を築こう	月の振り返りアンケート SOSの出し方教育 いじめ防止啓発授業	・いじめは許されないということ、困った時のSOSの出し方について指導する。
	5	自分の役割を知り、豊かな集団生活を送ろう	月の振り返りアンケート 生徒総会 自然教室	・生徒総会で「いじめゼロ宣言」を行う。 ・学級活動、班活動の充実により他を思いやる心を育てる。
	6	健康で自主的な生活を築こう	いじめアンケート 教育相談 修学旅行	・教育相談、いじめアンケートで把握した事案について早急に対応する。
	7	1学期を振り返り、夏休みの計画を立てよう	月の振り返りアンケート 1学期の振り返り 三者面談	・1学期の生活を振り返り、今後のよりよい集団生活について考える。
	8	規則正しい有意義な夏休みを送ろう		
	9	学習習慣を確立し、節度ある生活を送ろう	月の振り返りアンケート	・対話的・協働的な学びをとおしてよりよい人間関係を構築する。
	10	豊かな情操を養おう	月の振り返りアンケート 体育祭 合唱祭	・行事への取り組みをとおして、他を思いやる心を育てる。
	11	諸活動に積極的に取り組み、自治力を高めよう	教育相談 いじめアンケート	・教育相談、いじめアンケートで把握した事案について早急に対応する。
	12	2学期を振り返り、冬休みの計画を立てよう	月の振り返りアンケート 三者面談	・2学期の生活を振り返り、今後のよりよい集団生活について考える。
	1	新しい目標をもつて生活しよう	月の振り返りアンケート	・新年の目標を立て、より良い集団生活のためにできることを考える。
	2	一年間を振り返り、成果と課題を確かめよう	教育相談 いじめアンケート	・教育相談、いじめアンケートで把握した事案について早急に対応する。
	3	来年度への希望をもつて一年間を締めくくろう	月の振り返りアンケート	・3学期の生活を振り返り、来年度目標をもたせる。